



ふるさと納税でもキッズドアの活動を 応援することができます！

東京都中央区では、区外在住者を対象とした「ふるさと中央区応援寄附」を実施しており、中央区でも学習支援を行っているキッズドアを「応援したい団体」に指定したふるさと納税をしていただくことで、ご家庭の事情により進学や将来の夢をあきらめかけていた子どもたちに安定した学習機会を提供したり、物価高の影響を受ける子育て家庭に食料などを届けることができます。ぜひご支援をお願いいたします。

ご寄付の方法

1 ふるさとチョイス

中央区のページから、キッズドアを指定した寄付ができるようになりました。クレジットカードや電子決済、スマホ決済などがご利用いただけます。

<https://www.furusato-tax.jp/city/product/13102>

ふるさとチョイス
あなたの意思をふるさとに



2 銀行振込・郵便局・現金書留

下記サイトから「寄附金申込書」をダウンロードしていただきご記入の上、中央区役所へご寄付をお申込みください。受領後、中央区から納付書が届きますので、金融機関でのお振り込みや、現金書留をご送付ください。寄付金の受領後、中央区から「寄附金受領証明書（領収書）」が送られます。

寄附金申込書のダウンロード

https://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/zeikin/furusatonozei_chuocity/chuouokubanfurusatonouzei.html



中央区からの返礼品

1万円以上のご寄付で、中央区の全37の町名とそこにちなんだ図柄を千社札に描いたふろしきが送られます。



■ 寄付金控除：ふるさと納税は、総務大臣が指定した都道府県・区市町村への寄付のうち2,000円を超える分について、所得税・住民税が控除される制度（上限あり）です。ご寄付の受領後、中央区から寄附金受領証明書が郵送されます。控除を受けるためには確定申告を行うか、ふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用ください。

■ ふるさと納税ワンストップ特例制度：確定申告が不要な給与所得者等の方は、中央区から必要な情報をお住まいの市区町村に連絡しますので、確定申告をせずに寄付金の税額控除が受けられます。この制度を利用する場合は、特例申請書に必要事項を記入し、個人番号確認書類等を添付のうえ、寄付をした翌年の1月10日までに中央区へご提出ください。

詳細・お申し込みは
こちらから！



ふるさと中央区応援寄附

または

キッズドア ふるさと納税

で

検索